

## 西宮市立中央病院深夜タクシー要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市立中央病院で勤務する看護師が深夜勤務に出勤するために利用するタクシー（以下「深夜タクシー」という。）について必要な事項を定める。

### (利用できる者)

第2条 深夜タクシーを利用できる者は、病棟3交代制勤務の深夜勤務に従事することになっている日の看護師（准看護師を含む。）とする。

### (利用方法)

第3条 深夜タクシーの配車は、利用者が手配するものとし、乗車料金については利用者が立替払いするものとする。

2 前項の場合において、乗車1回につき 3,700 円を限度に病院が乗車料金を負担するものとする。

### (報告)

第4条 深夜タクシーを利用した者は、タクシー利用報告書（別紙1）に領収書を添付したうえ、副看護部長に提出しなければならない。この場合において、タクシー利用報告書又は領収書に不備があったときは、病院は料金を支払わないものとする。

2 看護部は、前項において提出のあったタクシー利用報告書を利用月ごとに取りまとめたうえ利用月の翌月の5日までに総務チームに提出するものとする。

### (精算)

第5条 病院は、前条第2項において提出のあったタクシー利用報告書について提出月の15日（休日の場合はその前営業日）に支払うものとする。

### 付 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。